

令和4年度 第15回 邑南町教育委員会 会議録

1. 招集期日 令和 5年 2月 21日(火)

招集場所 元気館 視聴覚室

2. 出席委員 大橋教育長、服部委員、日高委員

欠席 一井上委員、武田委員

3. 説明のため出席を求めた者及び参加者

高瀬学校教育課長、三上生涯学習課長

4. 会議録に署名すべき委員の指名

服部委員、日高委員

大橋教育長：

(9:30～)

いよいよ年度末にさしかかってきております。学校の方もいよいよ学期末というところ、特に中3につきましたは受験というところ。でこれはうちの管轄ではありませんけど、矢上高校の方が今年度も普通科は定員オーバーをした状態です。産技の方が若空きがあるようですけど、トータルでも一倍を超えているということで、近隣の高校、浜田、江津、大田含めても本当によく頑張っているなあというふうに思っております。特に来年度につきましたは、今の中2の中学生が邑南町は90数名になっております。ということでかなり今年度に比べると、生徒数その学年だけ多くてですね、ちょっと受験にもいろいろ影響があるのかなというふうに危惧をしているところですけど、高校の校長先生もなんとか定員を上げる様に努力をしてみようということはおっしゃっていただいておりますので、そういったのを含めてですね、来年度も矢上高校を含めて盛り上げていかなければいけないかなというふうに思っております。それと最後ですけど、未だ明確な方針が出てませんが、マスクの着脱についてであります。もうすでに卒業式等々準備に小学校、中学校入っておりますけど、基本的には感染防止のマニュアルに沿うということできると、まずはそれぞれの距離間、それがしっかり保たれる場合はマスクを外しても良いというようなところで今、動いておられます。基本的には学校にお任せをして、そういった距離間も含めて、あるいは合唱等々の場合はとか、いうところですけど、入学式あるいは第5類に落ちたときにどうしていくのかっていうのは、またご議論いただければなあというふうに思っております。それでは会の方は進めさせていただきますと思います。

日程第2 会議録署名委員の指名

本日の会議録署名委員ですが、服部委員さん、日高委員さん、お願いをします。

日程第3 議決事項

議案第61号 邑南町学校給食費条例の一部改正についてよろしく願いいたします。

高瀬学校教育課長：

議案第 61 号 邑南町学校給食費条例の一部改正についてです。これにつきましては地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 15 条の規定により教育委員会の議決を求めるものでございます。一枚はぐっていただきますと、新旧対処表が付いておりますのでご覧いただければと思います。この学校給食費条例につきましては、令和 5 年 4 月 1 日から小学校 16 円中学校 18 円で値上げをするというふうなところで、先般の教育委員会にてお諮りし、その後議会の方へ議案を提出させていただき、議会にて議決していただいております。その後それまでのところでは、あくまでも食材費の値上げ部分については保護者負担を原則とするというふうなところで、給食審議会を開いてそこでも答申等いただければそういう方向で条例改正したものでございましたが、その後、その時点では、これの議会の方でも議論がございましたが、値上げ相当部分については財源措置ができないかというふうな議員からのご指摘もございました。町長の方はですね、議会報にも載っておりましたが、そういったものをさぐりながら判断していきたいというような回答をされておりました。その後コロナ臨時交付金が令和 5 年度に繰り越しができるということで、そういった財源を使って値上げ相当部分、物価高騰による値上げ相当部分についてはその交付金を充てること出来るというふうなことにもなりまして、その後当初予算のところでこういった財源措置について、町長査定等々ございました中で、その値上げ相当部分を 1 年間に限り給食費の方に当てるというふうなところで、結論をいただきました。それに基づいてこの度この給食費条例の一部改正をするものでございます。本来でありますと、条例の本則のところの一部改正部分を提示し、それからそれに対しての附則を明記して、いつからしますというふうな書き方をするんですが、これにつきましてはすでに 12 月の議会によって条例改正等行っておりまして、令和 5 年 4 月 1 日からの適用というところですので既に可決しておりまして、それについては令和 5 年 4 月 1 日からこの条例の本則の方に溶け込む形になっておりますが、今回これにつきましてはあくまでも時限的に 1 年間ほど給食費の値上げ相当部分については現行通りの値上げ前の金額で保護者の皆様から徴収するというふうなこともございますので、一時的な改定ということで制定附則という形で今回変えさせてもらうものでございます。本則のところの附則で平成 16 年 10 月 1 日からとなっておりますが、これをそちら改正後にありますように、見出しを付けて施行期日と設け、第一項としてこの条例は平成 16 年 10 月 1 日から施行ということで、それから第二項として給食費の読替という規定を設けまして、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、281 円を 265 円に、318 円を 300 円と読み替えるというふうな限定の読替規定を設けて、令和 5 年度については給食費の値上げは行わないというふうなこの条例改正をするものでございます。これについては以上でございます。

大橋教育長：

条例の書き方等については少しルールがございますので、分かりにくかったかもしれませんが、いずれにしても 12 月でお認めをいただいた小学校 16 円、中学校 18 円の増額部分を来年度 1 年間に限っては、交付金で賄っていくということで、1 年間増額を見送るといような意味あいの条例を変えていくということでご理解をいただければというふうに思います。課長が申しましたとおり、これは恒常的なものではなくてあくまで 1 年間限定で行うと。臨時交付金等々はまだまだいろんな形で出てくるのではないかなあというふうに思いますけど、その都度ですねこういった給食費も含めて充当できないかというのは検討はしていかなければいけないのかなあというふうに思っております。この件につきましていかがでしょうか。よろしいですか。

教育委員：

了

大橋教育長：

それでは 1 年間見送るといような意味あいのものになります、よろしく願いいたします。

続きまして、議案第 62 号 邑南町学校給食費条例施行規則の一部改正についてでございます。よろしく願いします。

高瀬学校教育課長：

議案第 62 号 邑南町学校給食費条例施行規則の一部改正についてです。これにつきましては地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 15 条の規定により教育委員会の議決を求めるものでございます。一枚はぐっていただきますと、新旧対照表を付けておりますのでご覧いただければと思います。これにつきましても先ほどの給食費条例については、日額の単価の読替規定でしたが、こちらの給食費条例の施行規則については、月額単価を、こちら規則の方で定めておりますので、こちらにつきましても読替規定ということで、5,050 円とあるものについては 4,770 円と、5,400 円とあるものについては 5,100 円の読替規定を設けたものでございます。これについては以上でございます。

大橋教育長：

原則としては先ほどと同じで、1 年間見送るための条例を変えていくと。規則を変えていくということでございます。素朴な疑問なんだけど、一食の単価と月額とどうしてわけんといけんのんか。

高瀬学校教育課長：

基本日額精算ではなくて月額精算になると思いますので、大体一月 20 日だったか 21 日で月額単価それぞれ決めてありますので、そういう事務上の処理のところこう

いった条例の施行規則が設けられておるのかなあとと思いますが、ちょっと明確な原因ははっきり定かではございませんが、そういったところで付随する規則ですので、今回こういった改正をさせてもらっています。

大橋教育長：

これも事務手続き上というようなところで条例では一食の単価、それと規則の方は月額単価を別にうたってある関係で、このように2本立てで読替をしていかなければいけないというところがございます。いかがでしょうか。それでは同じく議案第62号はお認めをいただきますでしょうか。

教育委員：

了

大橋教育長：

ありがとうございます。

続きまして議案第63号 邑南町一般会計補正予算第14号(案)についてよろしくをお願いします。

高瀬学校教育課長：

議案第63号令和4年度邑南町一般会計補正予算第14号(案)についてです。これにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の議決を求めるものでございます。最初に学校教育課の方から説明させていただきますと、資料学校教育課分ですが、の方で説明させていただきます。歳入の所ですが歳出と併せて説明をさせていただければと思います。歳出の方ですが10款教育費1項教育総務費の事業1スクールバスの車両整備事業費についてですが、これはそちら摘要に書いてございますが、入札残による減額で計上させてもらっているところがございます。それから同じく10款教育費の中の事業1の001の学校給食費についてでございます。先ほど条例改正の方で説明させていただきました令和5年度物価高騰による値上げ相当部分というふうなところで、学校教食費の方、I養護学校分について補正をさせてもらっているところがございます。これについては先ほどコロナ交付金が繰り越し可能ということになりましたので、もう一枚はぐってもらいますと、そこから3月補正における繰越明許ということで、全額令和5年度に繰越をするということで、今回3月補正で計上させてもらっているところがございます。それから10款教育費の事業1、001の小学校総務費です。これも入札残による減額ということで、-計上となっております。中身につきましては、消化器等の対応一斉購入しておりまして、そういった物の入札残等が出て来ましたので、こちらの方計上させてもらっているところがございます。それから02目の教育振興費の001の小学校就学奨励費、それからその下下だと中学校の方の教育振興費、中学校就学奨励費の方それぞれございます

が、そちら摘要に書いてございます認定人数減にともなう減額ということで、それぞれ小学校の就学奨励費で計上の方させてもらっているところでございます。それから02目の教育振興費の012の学習指導員配置事業(小学校)についてでございます。そちら摘要に書いてございますが、県の方から加配がございまして、1名増となった関係で学習指導員については、募集を行っておりませんでしたので人件費相当部分減額させてもらっているところでございます。それから次の013の教員の欠員等に伴う緊急校務支援員配置事業費、そちら摘要の方実績を考慮し減額とございますが、これにつきましては令和4年度の緊急措置で、小学校4校、T小学校、Y小学校、からM小学校、H小学校、それぞれ教員の配置がなかったということで、緊急校務の支援員の方急遽県の方で要綱等作成されまして、それに基づいて募集等々おこないましたが、実際募集掛けたのが8月回って9月ぐらいに入ってからでございます。なかなか県の方から要綱が出来ておりませんでしたので、それに基づいての人員募集をしまして、H小学校につきましてはなんとか緊急校務支援員の方、対応出来ました。ただ、M小学校、Y小学校、T学校につきましては募集を数度掛けましたが、なかなか人員が集まらないというふうなところもございました。但しT小学校については非常勤講師の方を充てることが出来ましたので、こちらについては全てではございませんが、若干ほど、教頭先生が実際授業等しておられましたがそちらの方の時間減もできたところでございますが、実質的には人の採用はできなかったというふうなところが原因でございます。それから3項の中学校費の001の中学校総務費です。こちら摘要に書いてございますが入札残による減額ということで計上させてもらっているところでございます。それから下がって事業1の009 邑南町地域指導者活用事業費でございます。こちら実績を考慮し減額と書いておりますが、令和4年度のところについては、1学校1部活動というところで、H中学校が水泳、M中学校が陸上、それからi中学校男子バスケットのところでは地域指導者、年間514時間相当分を計上しておりました。が、実際には勤務していただく時間数がそこまで至っておりませんでしたので、その分減額ということになりました。それから最後03目学校建設費の事業の石見中学校建設事業費です。これにつきましても実績を考慮し減額ということで計上させてもらっているものでございます。それから一枚はぐっていただきますと、先ほど少し説明させていただきましたが、繰越明許ということで3月の補正価格、繰越明許一覧を付けておりますが、先ほど言いました学校給食費の方、それから石見中学校建設事業費につきましてもそれぞれ3つの、石見中学校調査設計費、それから改築付帯工事費、それから本体の改築工事費でそれぞれ、令和5年度へ繰越ということで、そちら明細の方つけさせてもらっております。これについては以上でございます。

大橋教育長：

補正の方説明をしていただきました。学校でまず見ていただいてですね、これも非常にわかりにくい読み取りになるだろうなというふうに思っております。給食費につきましては、先程申しました通り、今年度の臨時交付金が使えらるということで、来年度使うん

だけど今年度一旦補正をかけて、財源をプールしておく。で実際来年度使っていくつていうのがまあ一点。それと就学費ですけどこれも就学援助ということで給食費であったり、文具類であったりというようなところの支援をしていくための財源で、該当者が少なかったので減をさせていただくというところ。あと教員の欠員等というところで、緊急校務支援ですけど、これは基本的には先生方が実際に配置されていない学校が今年度もございました。そういった場合は教頭先生が併せて担任も持たれたりとかです。ね、というようなところで、また日貫小学校につきましては事務の先生も配置されていないというようなところで、教頭先生が担任もやって事務もやってというような非常に煩雑になってきた。そういったために臨時の職員を配置してなんとか乗りきるというようなところでございます。学校の方は中身についてはよろしいでしょうか。

日高委員：

013の教員の欠員等に伴う緊急校務支援員というのは生活支援とは違うんですか。

高瀬学校教育課長：

生活支援、学習支援の方とは違います。あくまでも校務の支援ということなんで。

日高委員：

はい、分かりました。

大橋教育長：

よろしいでしょうか。

それじゃあ引き続き生涯学習課よろしくお願いします。

三上生涯学習課長：

生涯学習課です。次に資料を載せております。まず歳入の方ですが、これにつきましては1月25日の教育委員会の時に、一般財団法人邑南町開発公社の精算終了ということで、開発公社を解散ということ報告をさせていただいております。その時にも説明をさせていただいておりますが、出資金についてとそれから出資金以外の残余財産について邑南町へ帰属するという定款の下に歳入として掲げております。出資金は財産収入、残余財産については雑入であげさせていただいております。歳出の方です。歳出につきましては、はたちを祝う式典について、PCR検査を希望者に行うということでPCR検査の委託会社と委託契約をしておりましたが、実際の予算についてははたちを祝う式典の対象者数総数で予算をあげておりましたが、実際に申し込みで残りについてマイナスの補正をさせていただいております。需用費について、役務費については減、委託料については減ということで歳出補正を提案させていただいております。以上です。

大橋教育長：

まず開発公社につきましては、独自の財産を保有して今まで運営をしておりましてけど、今回解散となりましたので、現在持っている財産はすべて町にお返しをしていくところでの補正と、もう一つは成人を祝う式典ですけど、基本的にはPCR検査を受けていただくというのが大前提ではあるんですけど、あくまでも希望制というところで予算は確保しておきながら、希望者がそこまでいかなかったので必要ない物はお返しをしていくというようなところでマイナスということになっております。生涯学習課の方いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

教育委員：

はい。

大橋教育長：

それでは両課補正予算説明をしていただきましたけど、議案第 63 号の補正についてはお認めをいただけますでしょうか。

教育委員：

了

大橋教育長：

ありがとうございます。

日高委員：

補正っていうのは、最初に作った予算で足りなくなったからちょっと足すとか、余りそうだからそれは返すとかそういう意味なんですかね。

大橋教育長：

そうですね。

日高委員：

それって年に何回ぐらいあるんですか。

高瀬学校教育課長：

定例会ごとにですね、基本的には補正予算を出すことは可能なんですけど、ただ一応財政から言われている分については、6月の定例会で出す補正についてはあくまでも緊急要件。

日高委員：

必要なことが。

高瀬学校教育課長：

こととかですね、あとは人件費等についても異動等がありますので、それに伴っての補正等々がありまして、基本的にはそういったものぐらいしか補正にあがりません。9月のところでも例えば中途から事業が後から採択されたという部分で補正あげることもありますし、そういったものが主ですかね。あまり大きな金額が変わるなんてことはありませんので。

日高委員：

12月とかもあるんですか。

高瀬学校教育課長：

12月もあります。

日高委員：

これ今3月って書いてあるじゃないですか。3月もあるんですか。

高瀬学校教育課長：

3月もですね、今回給食費の様に次年度繰越ができるということで3月で補正かけるというようなこともありますし、後コロナの感染症対策なんか国から急遽ですねこの事業を明許分でやってくださいみたいなどで、急遽そういった呼び込みというか、があったりしてそれを3月で補正にあげたりすることもございます。それは次年度繰越というふうなことも踏まえてですね。

日高委員：

議会の度に補正っていうのが可能になるんですか。

高瀬学校教育課長：

基本的にはそうです。後は、随所随所で臨時会がありますので、それも緊急性を要する物についてはその臨時会に提出することも可能です。

日高委員：

例えば補正でプラスのところは「足りないからじゃあ補正しましょう」ですすぐそれが補正、いくらいくらってということで予算に組み込まれるんですか。

高瀬学校教育課長：

一応財政とヒアリングしてですね、その正当性といいたいまいしょうか、初めから積算誤りだったとかいう部分については、それは当時の積算があまかったということになるんですけど、ただどうしても事業執行で足りん分については間で補正することもあります。後は事業はここで確かに入札してその入札減が生じたので、それをそのままもうお金としては支出する必要がないんで、減額するってこともあります。

日高委員：

減額するって時は返すわけですか。

高瀬学校教育課長：

返します。

日高委員：

その時点で返すんですか。

高瀬学校教育課長：

はい。

日高委員：

先程令和5年度に繰り越すってというのがあったじゃないですか。あれの場合は令和5年度の予算は予算であって、別にその分の金額が繰り越される感じなんですか。

高瀬学校教育課長：

はい。

日高委員：

分かりました。

三上生涯学習課長：

減については余りそうだからではなく、確実に余ることが確定した物について。

日高委員：

じゃあまだ余るかもしれないけど、今のところちょっとわからないみたいなのは、まだそこまで、減ていう形にはならない。

高瀬学校教育課長：

それは、最終ですね、先決で例えばいくらか余るっていうのがもう確実に確定した段階で、再度年度変わってですね、最初の議会のところで、先決補正ということで出すこ

ともあります。

日高委員：

じゃあ前の年のこんだけ余ったんですけど、お返しします。

高瀬学校教育課長：

まだ3月までは支出があって、金額確定してないんですけどそれ以降だったら確定するというので、先決補正することもあります。

日高委員：

なるほど、わかりました。

大橋教育長：

よろしいですか。それでは議案第63号につきましてはお認めをいただくということでよろしいでしょうか。

教育委員：

了

大橋教育長：

ありがとうございます。なかなかこういった予算っていうのは。

専門用語がいろいろと出て来ますので。それでは議案第64号、これがいよいよ来年度の教育委員会の予算で、今3月議会に上程をしようとしているものでございます。まずは前段のところ、教育委員会でお認めをいただいたものを議会に上程をしていくというはこびになっておりますのでよろしくお願いいたします。令和5年度邑南町一般会計当初予算(案)についてよろしくお願いいたします。

高瀬学校教育課長：

議案第64号 令和5年度邑南町一般会計当初予算(案)についてです。これにつきましては地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の議決を求めらるものでございます。まず最初に学校教育課の方から説明をさせていただきます。いろんな費目が沢山ありますので、新規のものについて少しはしおった形になりますが説明をさせていただければと思います。左方の方に番号を付けておりますのでその番号に従って説明させてもらえればと思いますが、まず04番の事業名2、01 事務局費(教育委員会)についてですが、これにつきましては、ここは任期付職員、職員等手当等々主立ったものがこちらに計上されておりますが、昨年と比べて大きく減額になった理由につきましては、石見中学校の改築事業費がこの後出て来ますが、そこで人件費相当部分を計上しておりますので、その分こちらの事務局費の(教育委

員会)費の人件費部分が減額となっております。それから同じく 14 番の 01 職員給与費(教育総務)の方、これも主立ったもの職員給与の方が計上してありますが、同じく石見中学校の改築事業費の方で人件費の方計上されておりますので、こちらも大きく減額となっているものでございます。それから裏面になります。26 番事業名 2、01 の指導主事配置費についてです。これは現在、県の方から派遣指導主事の方のこちら予算等になっておりましたが、令和5年度に新たに生徒指導の主事を配置する関係上、報酬と手当等々、ここに新たに計上させてもらっております。それから下がって 30 番になりますが、01 の事業名 2 のスクールバス運営費についてです。こちらも減額となっておりますが、これにつきましてはすべてではございませんが、スクールバス宇都井線が有償運行ということで走っておりましたが、これをスクールバス専用便ということで走らせますので、その分係る距離数が若干少なくなりますので、そういったところでの委託料の方、少し減額をさせてもらっているところでございます。

服部委員：

増えとる。

高瀬学校教育課長：

そこで減るんですが、すみません燃料費の方が高くなっておりますので、その分だけ計上させてもらって、増額させてもらっているところでございます。それから 32 番の職員給与費についても、これもI中学校の改築の方で人件費部分をいくらか見ておりますので、その分減額となっております。それから 33 番学校給食費についてです。こちらにつきましては、食材の値上げ相当分であるとか人件費の上昇分であるとか、後主なもの燃料費等々がございまして、こちらも昨年に比べて増額となっているところでございます。それからその次の 34 番西給食センター備品整備費についてです。こちら摘要の方書いてありますが、蒸気回転窯を更新する関係でこちら新たに予算の方計上させてもらっているところでございます。続きまして 35 番東給食センター備品整備費につきましてもこちら冷蔵庫 3 台更新いたしますので、その分当初予算の方で昨年なかったところで今年、当初予算の方で計上させてもらっているところでございます。それから 38 番小学校備品整備についてです。昨年はJIS規格の机であるとか消火器等々も購入しておりましたが、今年もまた更新する消火器がありますので、こちら書いてありますが 60 本、それから校務用のPC15 台更新する予定にしております。それから 40 番職員給与費についても、人件費高騰部分に伴う増額でこちら計上させてもらっているところでございます。それ以降学校管理費になります。45 番小学校管理費の(T)につきましても昨年に比べて 1,100 千円ほど多く計上させてもらっております。燃料費等々がございましてその分こちらに計上させてもらっているものでございます。小学校管理費(瑞穂)についても燃料費等々の高騰分を含めてこちらに計上させてもらっているところでございます。それから 64 番ですが、校務支援システム構築事業費ということでこちら書いてありますが、三市三町で学校の方に校務支援システムという

新たに導入するような計画を立てておりまして、今年度分の予算としてそちらの方 11,800 千円ほど計上させてもらっているものでございます。それから次 67 番、子ども笑顔キラキラサポート事業費(小学校)についてでございます。これにつきましては各学校への生活支援員さん、それから学習支援員さんの方の配置ということで、昨年より若干人数が増えておりますが、その分は時間数等々調整させてはもらっておりますが、こちらの方配置させてもらう計画を今立てておるところでございます。それから 72 番教員の欠員等に伴う緊急校務支援員配置事業費(小学校)についてです。昨年補正の方でこちらの方対応させてもらっておりますが、今年教員の欠員等々見込んだかたちで、緊急校務支援の報酬、手当等こちら予算化させてもらっているものでございます。それから 73 番K小学校校長室・職員室の空調改修事業費についてです。こちら昨年の方で校長室・職員室の空調等が壊れました。リースという形で冷風機等々を置いてはありましたが、抜本的な改修が必要ということで今回当初予算の方にこちらの額計上させてもらっているところでございます。同じく高原小学校も職員室の空調改修事業についても同じ理由で、職員室の空調を抜本的に改修が必要ということでこちらの方計上させてもらっているところでございます。それから 75 番T小学校特別教室棟の改修事業費についてです。こちら特別教室の改修棟等々の設計費含めての金額をこちら当初予算の方で計上させてもらっているところでございます。それから 76 番のM小学校小荷物専用長寿命化事業費についても改修が必要ですので、こちら当初予算の方で計上させてもらっているところでございます。それから 77 番小学校LED照明工事費についてです。昨年は職員室と黒板灯等の照明をLED化にしておりましたが、今年度から計画的に小学校は小学校の各学校の教室であるとか、体育館の方のLED化を進めていくことを計画しているものでございます。それから 78 番小学校建築物石綿含有建材調査事業費についてです。これはこういった壁面材であるとか、塗装部分に石綿が使われているというふうなところを調査する必要があるでございますので、小学校の方にこちら金額の方計上させてもらっているところでございます。それから 79 番中学校総務費のところについても、そちら備品の方様々書いてございますが、必要額に応じてそちら金額を計上させてもらっておりまして、昨年よりは増えているところです。それから 83 番職員給与費(中学校管理費)についても、人件費の高騰部分等々もございましたが、こちら人の入替で若干金額が下がっておりますが、その必要額こちら計上させてもらっているところでございます。それから 84 番の中学校管理費(羽須美)分についても燃料費等々の高騰部分を含めてこちら学校管理費の羽須美中学校分計上させてもらっているところでございます。同じく 88 番の中学校管理費(瑞穂)についても計上させてもらっております。それから 94 番の石見中学校についても同じ理由で計上させてもらっているところでございます。それから 98 番こちら新校舎の中学校管理費ということで、主に電気代等となっておりますが、新しい石見中学校が令和 6 年の 2 月 29 日に建てられる予定で、确实分ほど新校舎の電気代等々をこちら見込んでいるものでございます。それから 99 番校務支援システムの構築事業費(中学校)分については先程小学校と同じように中学校の方にも三市三町統一の校務

支援システムをいれるというふうなところでその必要額をこちら計上させてもらっているところがございます。それから106番邑南町地域指導者活用事業費についてでございます。これにつきましては令和4年度1校1部活動ということでしておりますが、令和5年度は2つの部活動の方への部活動指導者を配置というふうなところで必要額部分をこちらの方計上させてもらっているところがございます。それから108番のI中学校調査設計費、これにつきましてはそちら摘要にあります、改築工事支援等ということで今現在島根県住宅建築センターさんの方に、こちら改築工事の支援業務を担ってもらっておりますので、その引き続き掛かる費用と令和5年度のところで石見中学校のワークショップ等々を計画しておりますので、それに必要な額をこちら計上させてもらっているところがございます。それから109番I中学校改築付帯工事費ということで、工事請負費ということで69,776千円、それから業務委託4,774千円計上させてもらっているところがございます。それから110番石見中学校改築工事費、こちら一般職、会計年度任用職員、任期付職員の給与・報酬・手当等々、こちらの方へ計上させてもらっております。それから新たなI中学校の備品購入費、それから後は工事請負費等必要額をこちらすべて計上させてもらっているところがございます。それから111番中学校建築物石綿含有建材調査についての、先程小学校の分と同じ内容のものをこちら計上させてもらっているものがございます。それから最後112番の中学校施設衛生環境改善事業費についてですが、これにつきましてはH中学校のトイレの改修を計画しております、それに掛かる費用をこちらのほうへ計上させてもらっているものがございます。学校教育課は以上でございます。

大橋教育長：

ちょっと中身がわかりにくいところもあったんですけど、まずは地域指導者部活の関係で、新たに2つっていうのはどこどこの何部でしょうか。

高瀬学校教育課長：

令和4年度はH中の水泳、M中の陸上、それからI見中のバスケットでしたが、もう一つ今度はH中学校のテニス考えております。それからM中になるのかI中になるのかわかりませんが、M中であればテニスかI中であれば、今の男子バスケットとありますが、あとはバレーとかいうふうなところも対応になるのかなというところで、ちょっと予算計上もさせてもらっているところがございます。本来でありますと野球の方をI中学校は主に考えておりましたが、一応学校のほうではやるというふうなことも聞いてはおりますが、指導者等々のことも含めてまだちょっと不明確なこともございますので、そこはI中学校については、弾力的な運用をできればなと思っております。

大橋教育長：

それと109番石見中学校の付帯工事というのは基本的に中身は何になるんでしょうか。付帯だから本工事ではない。

高瀬学校教育課長：

本工事は今の改築工事費の方に入っておりますので、付帯工事というのはですね。

大橋教育長：

木の伐採とかなんとか。

高瀬学校教育課長：

下水管の工事であるとか、結局本体工事にかからない工事部分がすべて付帯工事というふうなことが入ってきますので。

大橋教育長：

そういうことか。

高瀬学校教育課長：

はい。実際グラウンド等についてとか、校舎の解体等については令和6年になりますが、令和5年で必要な本体工事に掛からない、それ以外の工事については付帯工事というふうなところで見ております。

大橋教育長：

はい、ということで学校教育課だけでも1番から112番まで予算を計上させていただいております。それぞれ説明をいただきました。若干私も説明を加えさせていただきたいと思いますが、まず26番でございます。これについては今県の方から指導主事を派遣をいただいております。今おられる指導主事さん基本的には学力向上っていう領域の中で今動かしておられます。新たに配置するものは、実際に学校に行きづらいとか、学校で生活しづらいとか、不登校であったり、いじめであったりというようなところで、専従といいますか専門の先生に入らせていただいて、窓口を明確にしていくというところで、これは本当新たな取組みになってまいります。それとあと小学校・中学校出てまいりました、小学校でいきますと64番です。校務支援システムです。かなりの金額をあげさせていただきましたけど、これは実際何かと云ったら、学校の先生方がやられる事務の支援をしていく。例えば通知表を作る。これもデジタル化してまいります。それと毎日確認をしています出席簿、これもデジタル化をしていく。あるいは養護の先生がやられます、健康観察等々、これもデジタル化。あるいはこれは直接ではないんですけど、指導要録と云ってですね、児童生徒さんの成績であったり、生活の様子を保管もしなければいけないんですけど、それもデジタル化するというようなところ。まだ他にもあるんですけど、そういった物が今はほぼ手書き状態でそれぞれが単独でいますので、例えば出席簿で何日出席いたしましたっていうことであると、それが多分通知表にも飛んでいき、指導要録にも飛んでいきっていうようなところで簡素化がはかれると。

これはそれをすることによって、先生方本来の子どもと向き合う時間を確保していくというのが大前提であります。そういった意味でこういったシステムを浜田市の教育事務所管内が非常に遅れているというところで、今回三市三町で同時に入れると。そうしますと三市三町で異動される先生にとっては非常に使い勝手のいいものが出来上がってくると、いうようなところで今回は計上をさせていただきます。それと67番についてです。これも以前からあります、先程日高委員さんも言葉を出されましたけど、学習支援と生活支援の予算となっております。実はですね各学校いろんな支援を要する子どもさんが増えてきたということで、以前より要望をされてこられました。来年度につきましては増員を図ろうというところでの予算になっています。一方ですね、その狙いはもちろん支援を要する子ども達に今どうやって支援をしていくのかっていうのが大義名分ではあるんですけど、一方大人の目を増やすことによって周りのお子さんの様子であったり、変化であったりというのもできれば見ていただいて、それを学校で共有をしていただいて、例えばいじめ等々の早期発見であったり、未然防止であったりというようなところで、いろんな意味を込めて今回増員をかけたようなものでございます。以上、主立ったことは付け加えて説明をさせていただきました。学校教育課に関しての予算でご質問等あればお願いいたします。

服部委員：

あげたからといって皆とおると思いませんが、毎年毎年予算を絞れ絞れっていうことでいってるんですが、この度は電気料とかいうものに対する値上げに対してにはわりと寛容なところがあるんですかね。

高瀬学校教育課長：

これについては、いたしかたないところもありまして、当初の予算説明会の時には電気料関係については一切触れられておりませんでした。各課も悲鳴をあげている状態で電気代UPで出していましたので、これはまあ認めるというようなところでは当初予算のヒアリング中では一応認めてはもらっておりましたが、その分財務不足も生じるということでかなり大号令かかりまして、削れ削れがありました。

大橋教育長：

もちろん今の増額の部分について課長より説明がありましたけど、実は減額になっている部分も結構あるんじゃないかなというふうに思いますので、それを併せ持って見ていただいて、学校の方はいろいろ中もそうなんですけど、例えば小学校でいくと72番から78番までの施設の整備っていうところで、どうしても老朽化が進んでいる学校がほとんどでありますので、毎年子ども達の安全というものをですね、担保していかないといけないと、こういったことはもういたしかたない。認めていただかないといけない部分でもあります。

服部委員：

この石綿っていうの、これは今に始まったことじゃないと思いますけど、去年までもありましたっけ。

高瀬学校教育課長：

今までも過去にはその調査等があつてですね、一旦調査をしておつたんですが、その後基準が厳しくなったということと、あとは壁面材だけじゃなくて、そのペンキとかにもですねアスベストが含まれているということで、それについてもきちんと処理をしないといけないというところで、法律改正になりましたので、それ等を含めての調査も必要に新たになってきております。

大橋教育長：

その他いかがでしょうか。それでは一旦終えさせていただいて、また後ほどお伺いをいたします。それでは続いて生涯学習課の方よろしく申し上げます。

三上生涯学習課長：

綴じているものについての資料が摘要のところ間違っておりましたので、再度印刷してお配りさせていただいておりますその資料を見ていただければと思います。生涯学習課の方も同じく1,000千円以上の変動と新たなものについて説明をさせていただきます。まず6番です。6番につきましては職員の給与費となっており、人件費高騰分等により予算が増になっております。続いて14番、15番のところでございますが、これにつきましては5年度の当初予算の重点項目のところ、新たに事業2の欄について、新規に重点項目等明確に分かるようにということでありましたので、子育てに関する民間サークル等の連携事業費ということで115千円を分けて明記しております。どちらも結集の事業となっております。続きまして、17番でございます。これにつきましては人件費の高騰分と、公民館長におきましては週に4時間、換算して4時間分の増を上程させていただいて、より公民館の活動が充実になるようにということであげさせていただいております。続いて21番から32番までのところにつきましてそれぞれ増額がありますが、主に電気代の高騰により増額しております。先程も服部委員の方から質問がありましたが、当初予算の計算の段階では、4月以降の電気料上昇がもうすでに発表になっている部分等を計算して計上しております。特に28番につきましては矢上公民館となっておりますが、これについては矢上農村環境改善センターの管理費も含めておりますので、他の公民館に比べてかなりのUPとなっております。また増減があるなか多少の差が違ふところにつきましては、大きくあがっているところについてはキュービクルというものが電気を、大きな電圧を変えて使える様にする施設なんですけど、そのキュービクルがあるところについてが電力契約の中で別な種類の契約となって、その電力契約の単価自体が特に上がっておりますので、そういった増額になっております。続きまして34番、これにつきましては、中野公民館の側溝の拡張工事に関する設計委

託料ということであげております。これにつきましては中野公民館が大雨が降りますと周りがすべて水が溜まって、なかなか水路が排水の機能がはたせていないということで、それについてまず設計を行い、その後工事に入っていくということで、来年度につきましては設計の委託料をあげております。35番につきましては日貫公民館の玄関の天井の修繕工事となっております。それから37番につきましては公民館のLED照明の工事費であげております。これにつきましては出羽公民館と中野公民館の2館の工事費となっております。LED工事については、公民館及び社会体育の施設等々沢山施設がありますので、その中で5年度をかけて計画をきちんと作って整備していくという考えでおります。出羽公民館と中野公民館については、まず電力の料金及びLEDに交換した際に見えるもの、それから水銀灯についても考えた中で、築年数等それぞれ考慮した中で出羽公民館と中野公民館をまずあげさせてもらっております。その後についてはキラリが付けていく太陽光発電装置のことや水銀灯のこと、それから建築年次等のことを考慮しながら、どういう整備計画が最善か、5年度計画を検討して、作っていきながら進めて行きたいと思っております。この5年度の事業については脱炭素事業の中に入れております補助事業脱炭素事業で行われる予定です。38番につきましては新事業ではありませんが、以前は公民館を核とした人づくり機能強化事業というのが今年度までありましたが、この続きのような人づくりに対する県の事業でございまして。これが学びのサイクルによる人づくり促進事業ということで、補助事業をもって行っていきたく思っております。続きまして46番については元気館のやはり光熱水費の部分が増と、電気代が大幅に増となっている部分で、6,747千円の増ということでかなり大きく上がっております。48番につきましては食の学校運営費ということで、記者会見や新聞発表等ありましたように、A級グルメから地産地消へという変換の中で、食の学校についてを教育委員会の方で、生涯学習課の方で管理運営をとということになりましたので、食育に特化したような管理運営をしていながら、食育から地産地消へと繋がっていくような計画も含めて5年度においては検討していく年度とし、6年度から本格的に進んでいけたらと思っております。当面は利用については、貸し館については出来るように鍵の管理等早急に協議して、利用者には不便のないようにしていきたいと思っております。続きまして49番につきましては、文化財事務局費が4,000千円あまり増となっておりますが、これにつきましては4年度までは任期付短時間職員が文化財事務局費とハンザケ自然館のところに分かれておりましたが、5年度からは一つにまとめて文化財事務局費から任期付短時間職員に係る予算を出していくということでまとめてまいります。53番のハンザケ自然館運営費の件については、先程申したように任期付短時間分の職員の減となっております。それから58番発掘調査費が減となっておりますが、これにつきましては59番に保存活用策定費を分けた状態で掲載しておりますので、その部分が減になっていると考えていただけたらと思っております。5年度については久喜銀山においても発掘調査も進めていくということで計画しております。それから61番ハンザケ自然館にあります地下水と水道水で冷やしていく装置で、これの装置が劣化してきておりますので、更新していく予算でございまして。続いて62番におきまして

邑南町域史料集編纂事業費でございます。これは邑南町域の中世における史料を作成し、主にこれに伴って物事を進めていくというもの、基本となる史料ということで作成し、及びこの作成ができましたら、講演会を併せて計画をしております。続いては68番、69番ですが、ここにおきましては重点項目にあがりますところの地域移行に伴う指導員育成事業費と生涯学習スポーツ推進事業費でございます。この2つにつきましては地域移行においても、現在それぞれのところで青少年のスポーツ指導等されておられる指導員の皆さんに研修を受けていただくということ、それから生涯学習スポーツについては様々な生涯学習スポーツ、ゴールボールであったり、ボッチャであったり、モルック等を広めていく体験会等をということで、2つとも体協の補助金として、この特化した状態の補助金として体協へ補助金を出していくということで計画しております。続きましては74番と75番でございます。74番のフィンランド共和国交流事業につきましては、ウクライナ侵攻の状況を鑑みて令和5年度には実施を行わないこととしまして、今年度も東海大学の北欧学科の皆さんに来ていただいて、講演会を開き学習をしまいましたが、5年度においてもフィンランドとの交流について、フィンランドをより深く学んで次年度へ続けていくということを進めていきたいと思っております。それから多様性を認め合う共生社会実現事業でございます。こちらは今年度浦田理恵さんに講演をしていただきましたが、その際共生社会推進アドバイザーになっていただいております。引き続き5年度にも共生社会推進アドバイザーを浦田理恵さんによる講演会と併せて今年度交流事業はできませんでしたが、滋賀県同じゴールボール競技に関するホストタウンである滋賀県の守山市と交流事業を進めてまいりたいということで計画をあげております。それから77番につきましては羽須美体育館の予算ですが、耐震工事を4年度は進めてまいっておるため、全く利用の停止状態でございます。5年度からは利用再開ということで予算が通常にもどったということでございます。続いて79番でございますが、いわみスタジアムの施設管理費についても電気代の高騰による増額となっております。以上です。

大橋教育長：

生涯学習課説明をいただきました。生涯学習課は特に人件費関係と施設の整備費といますか、が主になっております。特に先程もありましたけど、生涯学習課の21番から34番までのところでいくと、12公民館全て今年度よりかR5年度は増額になっております。ほとんどが電気代というようなところでございますので、利用していただいているあかしであるというのは間違いはないんですけど、こういったものをどういふふうには今後はですね、予算が永久的についていくのかっていうのも努力をしていかないとけないなあというふうには思っております。それとちょっと私の方から質問しますけど、12番のはたちを祝う式典は、来年度は想定数は何人でしょうか。

三上生涯学習課長：

すみませんが確実なところを把握しておりません。(委員会終了後回答、予算計上し

た段階で97名)

大橋教育長:

それでは後で教えてください。それと48番です。課長の方から説明をいただきましたけど、食の学校、公にはメディアを通して町長のコメント等々が出てまいりました。来年度につきましては、教育委員会が所管をします。イメージとしては食に特化した公民館ができるというようなイメージで思っていただければいいなというふうに思っております。教育委員会の所管ですので、どちらかという町民の皆さんにいろいろお伝えをしていくと、そのメインテーマが地産地消であるというようなところで、いろんな事業展開であったり伝統料理も含めて、継承していくものはしっかりと食の学校を通して継承していくというようなイメージです。それとこれは来年度の教育の方針で、申し上げようと思うんですけど、食の学校、今地産地消率が給食に関しては約60%程度の地産地消率をほこっておりますけど、もちろん数量の問題もありますけど、率を上げたいなあという思いは思っております。が、一番は邑南町ならではの給食っていうのを少し研究してみたいなと。もちろんこれは栄養教諭の先生方、あるいは給食センター等々と意見をしっかりと交わしながら、邑南町ならではの、もし給食が提供出来るのであればそれも一つ魅力かなあというふうに思っております。今石見和牛等は出していただいておりますけど、そういったものがないのかなというところなんです。それと59番につきまして、久喜銀山のことでですけど国指定を受けました。受けてじゃあどうなったのかっていうところで、まずは今年度と来年度の2カ年をかけて保存活用計画を作りなさいというマストという宿題を、文化庁の方からいただいております。その関係でいよいよ来年度が保存活用計画の策定最終年度となります。これによって今後どのように残していくのか、活用していくのかっていうのは明確になっていく。これを基にいよいよ国史跡の価値をいただいたわけですので、それをどのようにいかしていくのかっていう教科書が出来あがってくるというふうに思っていただければというふうに思っております。それでは生涯学習課1番から79番まで予算をあげさせていただいておりますけどいかがでしょうか。

服部委員:

14番、15番の結集プロジェクトですよね、あれ具体的にはどんな、ここに大きな看板が出てましたが、今度の25日、ああいう感じなんですか。

三上生涯学習課長:

25日のイベントにつきましては、結集もですが様々な係が集結してそれぞれの予算をからめながらやっておりますが、ふるさと学習であったり、それぞれ学校での学習であったり、地域コーディネーターの予算であったり、親学についての予算も結集しまねの予算となっております。

服部委員：

そうやっていろいろと組み合わせた中にそういうプロジェクトが入ってくるんですかね。

三上生涯学習課長：

はい。

服部委員：

公民館の施設等管理委託料っていうのは、各公民館でいろいろ金額が違うんですけど、これって何なのかっていうのは、積算の根拠というか、あれは。

三上生涯学習課長：

電気料以外の水道であったり、ガスであったりにつきましては3年間の平均等ということで、出していただいたり、あと委託料のところでは保守管理をする部分が公民館によって大きく違っておりました。最近出来てくる公民館についてはその保守管理委託料も大きく、機器の保守についてがかかっておる部分であったり、それから空調についても電気で動くもの、ガスで動くもの、灯油で動くものとあり、それもまた差が出て来ております。先程もキュービクルのある業務用電力の契約している公民館と業務用でない契約では大きくもうそこで差が出て来ておりました。契約の単価も違いますが燃料調整費が特に大きく違いがあります。そういった面でもちょっと差が出て来てしまっているという。

大橋教育長：

基本的に保守点検っていうのは具体的に何があるかっていうのをお伝えをして。

三上生涯学習課長：

空調の保守点検を行っている公民館と元々長い建築の間に行っていない、最近の公民館については空調保守点検を行っております。それから、消防であったりも面積や器具によってまた違いがでてきたり、さらに清掃も年に1回から年に2回ですか、委託をしておりますが、これについてもまた面積と床の材質にもまた違いで単価が違ったりして、ここでもまた差がでてきたりしております。それから吊り物、口羽公民館であったり、田所公民館であったり、矢上公民館と最近出来たものについては、舞台というかそのステージの上の吊り物が他の公民館よりもたくさんあって、重量物等もありますので、それについては3年に1回等行っている部分もあり、そういった部分とそれから特殊建築物の委託、点検の委託も数年に1回って決まって、すみません何年に1回か忘れましたが、決まっておりました。これについてもまた面積で違いがありますので、少しずつ違いがあって、そういったものが積み重なって差が出て来ております。一番大きいのはやっぱり空調の燃料についても大きなところであると思います。

大橋教育長：

まあいずれにしても空調、消防、清掃、吊り物、特殊建築物等のどうしても保守点検に入らないといけないその費用がやっぱり大きくなるかなあという。

服部委員：

もう1つ、この間教育長さんがハードとソフトと分けるみたいな感じを言われたけど、これこの館名とか公名とか皆変わってくるんですか予算が。

大橋教育長：

多分変わると思います。

服部委員：

そりゃまた大変ですね。はい以上です。

日高委員：

さっきのキュービクルが良く分からないんですけど、それって電力が業務用の契約分。

三上生涯学習課長：

はいそうです。

日高委員：

それってそうじゃないところとそうのところがあるのは、どっちが安い、安いというか、良いんですか。

三上生涯学習課長：

すみませんしっかり勉強してないんですが、そこの施設で使う最大の電力が多分大きいと業務用でないと契約が出来ないようなことが、500kw以上が業務用電力になっているんですが、それ未満だと多分そういうキュービクルも付けなくて、そのまま電気をとってきて大丈夫だと思うんですが。

日高委員：

キュービクルにした方が高くなるってことですか。

三上生涯学習課長：

大きい電力を入れて、通常使える電力にそこで

日高委員：
変換すれば。

三上生涯学習課長：
変換して使っているのです、そのキュービクルはどうしても必要にはなってくるんですけど。

日高委員：
必要なところとそれを使わなくてもいいところがあるってことですね。

三上生涯学習課長：
はい。

日高委員：
わかりました。

大橋教育長：
どうもキュービクルを付けないと、近隣の皆さんにご迷惑をおかけする。停電になる可能性もあったりですね、どうもするようですので、大容量の場合はどうしても付けなければいけない。

日高委員：
わかりました。

大橋教育長：
よろしいでしょうか。一気に説明をいたしましたので、なかなかあれでしょうけど、来年度我々の生命線になります予算についてお認めをいただけますでしょうか。

教育委員：
了

大橋教育長：
ありがとうございます。それではこれを議会の方に上程をさせていただきたいと思えます。それでは今もうすでに1時間半が経過しておりますけど、少し休憩を入れましょうか。

教育委員：

いいです。

大橋教育長：

いいですか、それでは一気にいかさせていただきます。

それでは続きまして議案第 65 号 邑南町スクールバス条例の一部改正についてお願いいたします。

高瀬学校教育課長：

議案第 65 号 邑南町スクールバス条例の一部改正についてです。これにつきましては地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 15 条の規定により教育委員会の議決を求めるものでございます。一枚はぐっていただいて新旧対照表を付けておりますのでご覧いただければと思います。これにつきましては、実はすでにスクールバス宇都井線については廃止をしますというふうなところで、教育員会の方へ議案として提出し、認めてもらっているところがございますが、そちら新旧対照表の 2 ページになりますが、表の 10 番として山の内線というのがございます。運行区間が石見中学校から山の内自治会館の間を走っておりますが、これにつきましては、昨年地域みらい課が所管しております福祉号、石見山の内線の福祉号について地域みらい課の方では、昨年廃止をしておられました。こちらスクールバスの山の内線については同じ車両を使って運行しておりましたが、実質今乗る方がおられません。スクールバスとしての。おられませんので、その時点でこちら条例の方から削除する必要がございましたが、こちらすみませんチェック漏れということで、今回改めて宇都井線と山の内線の方削除をさせていただければと思ひ、改めて教育委員会の方へ提出させていただきました。これについては以上でございます。

大橋教育長：

スクールバス路線のことでありますけど、宇都井線については少し形態を変えることでスクールバスとしては廃止をしていくと、いうところですね。それと山の内線につきましては本来、以前も利用者はいなくてバス自体も無くなっているのに、この文言だけが残っていたというところで、改めて削除を求めさせていただきたいというところがございます。この件についていかがでしょうか。それでは議案第 65 号につきましてはお認めていただけますでしょうか。

教育委員：

了

大橋教育長：

はい、ありがとうございます。じゃあ続きまして、議案第 66 号についてよろしくお願ひ

します。

高瀬学校教育課長：

議案第 66 号 邑南町スクールバス条例施行規則の一部改正についてです。これにつきましては地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 15 条の規定により教育委員会の議決を求めるものでございます。一枚はぐっていただきますと新旧対照表を付けておりますのでご覧いただければと思いますが、こちら各路線の時刻表の方こちら施行規則の方で載せておりますが、そちら 2 番の宇都井線の時刻表とそれから 10 番山の内線の時刻表について、こちら削除をしてもらえばと思っております。削除することによって番号のずれについては、そのまま変更せずにあくまでも削除という形でこちら規則の方の改正をさせていただければと思っております。これについては以上でございます。

大橋教育長：

これは先程説明いたしました議案と連動しているものですので、必要のないものは削除していくというところでございます。

服部委員：

雪田が1つ増えたの停留所が。なんか大きさが違うような気がする。

高瀬学校教育課長：

雪田につきましては、昨年 3 月の段階でバス停が2つ増えています。

服部委員：

2つ、はい。

大橋教育長：

バス停は増えても所要時間は一緒なの。

高瀬学校教育課長：

はい。

大橋教育長：

この議案につきましてはよろしいでしょうか。

教育委員：

了

大橋教育長：

ありがとうございます。そうしますと議決事項につきまして議案第 61 号から 66 号までお認めをいただいたということで、日程第 3 の方は終わらせていただきます。ありがとうございました。

日程第7 閉会宣言

以上で、第15回を終了します。 (~11:28)